

各障害児（者）施設・事業所管理者 様

埼玉県福祉部障害者支援課長 黛 昭則

（公印省略）

## 障害児（者）施設・事業所における感染拡大防止の再徹底について（依頼）

本県の障害福祉行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内では新型コロナウイルス感染症が急速に拡大しており、令和 3 年 8 月 2 日から 3 度目となる緊急事態措置が適用されています。

各障害者施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止対策に努めていただいているところですが、感染が確認される事例が増加しており、5 人以上の集団感染（いわゆるクラスター）も発生しています。

これまで、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（令和 2 年 1 0 月 1 5 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか事務連絡）」「障害者施設・事業所における感染拡大防止対策の徹底について（令和 2 年 1 1 月 2 4 日付け障支第 8 0 6 号）」の通知等により適切に御対応いただいているところですが、上記の状況に鑑み、下記を参考として、より一層の感染拡大防止の徹底をお願いします。

## 記

## 1 県内の障害者施設・事業所の感染発生件数

令和 3 年	4 月	5 月	6 月	7 月	計
陽性者数	6 4	5 4	1 8	1 3 4	2 7 0
施設数	2 4	2 5	8	5 0	1 0 7
うち 5 人以上 発生施設数	3	2	1	5	1 1

## 2 利用者又は職員に陽性が確認された場合の感染拡大防止の留意点

### ①保健所による濃厚接触者の特定への協力等

- ・ 陽性患者だけでなく、他の利用者や職員に感染が拡大している可能性があります。

一人目の陽性患者とは接触がなかった者が、二人目の陽性患者の濃厚接触者となり、陽性が確認されるケースがありました。

- ・ 「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（令和2年4月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」1（1）①のとおり、利用者等が感染した場合には事業所の休業を検討していただく必要がありますが、支援が必要な利用者のためサービスを継続する必要がある場合は、1（3）の代替サービスの確保などにより検討してください。なお、サービスの実施に当たっては、保健所の指導を受けるとともに、市町村と必要な調整を行ってください。

### ②利用者が複数のサービスを利用されている場合は、速やかに関係事業所に情報提供を実施

- ・ 濃厚接触者の御兄弟が他の事業所を利用していたケースがありました。情報提供に漏れがないようにしてください。

### ③ 事業所の再開は、濃厚接触者のPCR検査の結果等を踏まえ、感染拡大のおそれがないと考えられる状況において、保健所の指導を受けた上で判断してください。

※ 御家族の感染等により利用者や職員が濃厚接触者として特定された場合についても上記①を検討してください。

また、陽性患者や濃厚接触者がいない場合であっても、発熱等によりかかりつけ医の診断等でPCR検査を受けた場合は、当該かかりつけ医の診断内容などを確認し、必要に応じて上記①の検討をしてください。

## 3 チェックリスト（別添）の活用

施設・事業所では、外部からのウイルスの侵入を防ぐことが何よりも重要となります。

しかしながら、職員の方がコロナウイルスに感染し、施設内にウイルスを持ち込んだ事例も見受けられます。

ついては、以下のとおり、職員の感染症予防に係る留意事項をまとめ、チェックリストを別添のとおり作成しましたので、参考にさせていただき、引き続き感染予防の取組の徹底をお願いいたします。

## 【感染予防の留意事項】

### ＜平時における職員の健康管理・観察＞

- 出勤前の体温計測等の体調確認の徹底を求めている。
- 出勤時・退勤時に体温計測を行っている。
- 施設長等は職員の健康状態を常時把握している。
- 風邪症状や味覚・臭覚異常等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。また、すぐに医療機関に相談して受診するよう徹底している。
- 濃厚接触者になった場合、または同居家族等がPCR検査を受けた場合は出勤を控えさせている。
- 濃厚接触者になった場合等、感染が疑われる場合は当該職員と接触した利用者を特定し、健康観察を強化するとともに、支援する職員を分けることや隔離等による支援を検討する。
- 執務室や食堂等でマスクを外し飲食する場合には、一定の距離を保ち、向かい合って座らず、会話も控えるようにしている。
- 県が実施するPCR検査を定期的に受検している。

### ＜職員の感染が判明した場合＞

- 速やかに施設長等に報告するとともに、施設全体で情報を共有する。
- 保健所に連絡し、指示に従う。また、県、市町村に連絡する。
- 利用者や他の職員に具合の悪い者がいないか確認する。
- 施設内の消毒・清掃を行う。
- 保健所の調査の前であっても、濃厚接触者と思われる者を施設として調査し、ゾーニングを行い、利用者の場合は個室等で支援、職員の場合は自宅待機とする。
- 陰性と判明するまでは、防護服、フェイスシールド、手袋等の防護具を着用し支援を行う。

### ＜感染が拡大した事例＞

- ・ゾーニングを行って陽性者を施設内で支援していたが、利用者ごとに防護具を交換せずに支援を行った。
- ・支援した後、防護具を着用したままレッドゾーンとグリーンゾーンとを行き来していた。

- ・ PCR検査の検査結果が陰性であった利用者に対し、発熱等の症状が出現するまでは防護服等を着用することなく支援していた。その後、当該利用者は陽性となり、職員が感染してしまった。
- ・ 床に寝そべる、唾を吐く利用者がいたが、ドアノブなど手が触れる場所に比べて床の消毒が不十分だった。

#### <対応が不十分だった事例>

- ・ 同居家族に発熱があり、PCR検査を受検していたが出勤した。
- ・ 職場で陽性者が出ていたが、前日のPCR検査では陰性であったので夜勤者として他の事業所で勤務させた。

#### 参照 <厚生労働省ホームページ>

##### ●健康や医療相談の情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html#syoudoku>

##### ●感染防止策の徹底

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

[https://corona.go.jp/news/news\\_20200411\\_53.html](https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html)

- ・ 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>

- ・ 障害福祉サービス等事業所向けの新型コロナウイルス感染症への対応等について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

- ・ 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル及び障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

#### <埼玉県ホームページ>

##### ●埼玉県指定 診療・検査医療機関検索システム

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>